

公告第 169 号
2025 年 1 月 27 日

任意継続被保険者 各位

カルビー健康保険組合
理事長 人見 康正

任意継続被保険者の標準報酬月額について

当組合の任意継続被保険者に係る標準報酬月額とその適用期間について、
下記のとおり公告する。

記

1. 健康保険法第 47 条に基づき、前年 9 月 30 日における当組合全被保険者の平均標準報酬月額を算定した結果、任意継続被保険者の標準報酬月額を決定する基礎となる標準報酬月額を次のとおりとする。

等 級	標準報酬月額
26 等級	380,000 円

※ 下記適用期間中に任継に加入される方で、退職時の標準報酬月額が
38 万円以上の方は、38 万円を上限として保険料の算出を行います。

2. 適用期間 2025(令和 7)年 4 月 1 日～2026(令和 8)年 3 月 31 日

以上